

住宅エコポイント対象住宅証明手数料（平成 22 年 4 月 1 日改定、同日施行）

一戸建ての住宅		一般	REJ が住宅性能評価等を行い断熱性能の審査が省略できるもの※1
木造	省エネ基準の確認の方法	20,000（戸/円）	—
	住宅事業建築主基準（トップランナー基準）	30,000（戸/円）	10,000（戸/円）
非木造	住宅事業建築主基準（トップランナー基準）	30,000（戸/円）	10,000（戸/円）

共同住宅		基本料金	
		一般	REJ が住宅性能評価等を行い断熱性能の審査が省略できるもの※1
木造	省エネ基準の確認の方法	30,000（棟/円）	—
	エコポイント対象住宅基準	20,000（棟/円）	15,000（棟/円）
非木造	エコポイント対象住宅基準	20,000（棟/円）	15,000（棟/円）

戸数による加算額（M は住戸数を示す。）

20 戸以内	基本料金+M x 5,000
21～50 戸	基本料金+M x 4,000
51～100 戸	基本料金+Mx3,000
101～200 戸	基本料金+M x 2,500
201 戸以上	基本料金+Mx2,000

※1 断熱性能の審査が省略・・・下記のいずれかの方法による。

- ① 設計（建設）住宅性能評価書（省エネ等級 3 又は 4）の写し、ただし、等級 3 の場合は、住宅事業主建築主基準の場合に限る。
- ② 長期優良認定通知書又は長期優良技術的審査適合証の写し
- ③ フラット 35S（（省エネ基準 4）通常タイプ又は 20 年金利引下げタイプ）の写し
- ④ 登録建築物調査機関で受けられた省エネラベリングの写し
- ⑤ 住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書若しくは特別評価方法認定書。ただし、共同住宅（エコポイント対象住宅基準）においては、型式住宅部分等製造者認証書を活用できません。